

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

墨田区長 山本亨

墨田区条例第10号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条本文中「以外の勤務」の次に「（以下「超過勤務」という。）」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第10条の2第1項中「第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第9条に規定する勤務」を「第9条第1項に規定する超過勤務」に改める。